

証券コード 4930
2021年9月13日

株 主 各 位

東京都品川区大崎1丁目6番1号
株式会社グラフィコ
代表取締役社長 長谷川 純代

第25期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第25期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルスの感染予防・拡散防止のため、株主の皆様におかれましてはご来場を控えていただき、可能な限り、書面またはインターネットによる議決権の行使をお願い申し上げます。書面またはインターネットによって議決権を行使する場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、3ページに記載の「議決権の行使のご案内」をご参照いただき、2021年9月28日（火曜日）午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告書

記

1. 日 時 2021年9月29日(水曜日) 午前10時(受付開始 9時30分)
2. 場 所 東京都品川区大崎一丁目11番1号
ゲートシティ大崎 文化施設棟 地下1階 ゲートシティホール
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 第25期(2020年7月1日から2021年6月30日まで) 事業報告および計算書類の内容報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額決定の件
- 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.graphico.co.jp>)に掲載させていただきます。

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち「新株予約権等に関する事項」「業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項」「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては、法令及び定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.graphico.co.jp>)に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。

## 議決権行使についてのご案内

議決権行使は、以下の方法がございます。5 ページ以降の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

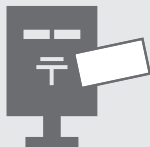
### ●株主総会にご出席の場合



**日 時** 2021年 9 月29日 (水曜日) 午前 10時

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。  
また、当日は本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申し上げます。

### ●郵送による行使の場合



**行使期限** 2021年 9 月28日 (火曜日) 午後 5 時到着分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

### ●インターネットによる行使の場合



**行使期限** 2021年 9 月28日 (火曜日) 午後 5 時入力完了まで

当社の指定する議決権行使ウェブサイトアクセスしていただき、行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

【議決権行使ウェブサイトアドレス】 <https://www.web54.net>

詳細は次ページをご覧ください

- 議決権行使書面と電磁的方法（インターネット）により議決権を重複して行使された場合は、電磁的方法（インターネット）による議決権行使を有効なものとして取り扱います。
- 議決権を電磁的方法（インターネット）により複数回行使された場合は、最後に行使されたものを有効なものとして取り扱います。

# インターネットによる議決権行使についてのご案内

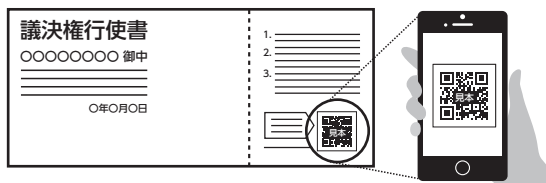
行使期限

2021年9月28日（火曜日）午後5時入力分まで

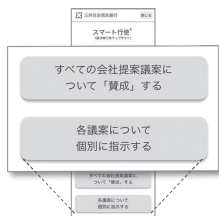
## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

❶ 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



❷ 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが右記の「議決権行使コード・パスワードを入力する方法」により、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願い致します。

※QRコードを再度読み取っていただくと、右記の議決権行使ウェブサイトへアクセスできます。

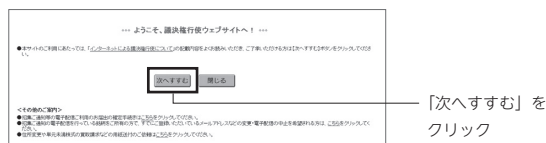
※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

インターネットによる議決権行使に関するご不明な点につきましては、右記にお問い合わせください。

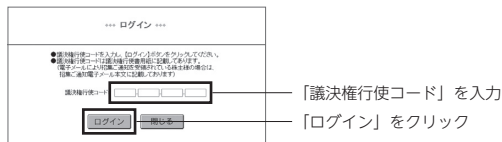
## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

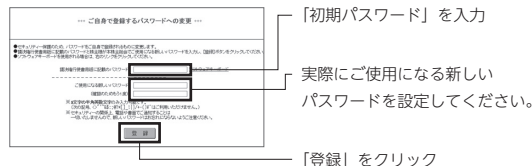
❶ 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



❷ 議決権行使書用紙の裏面左下に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



❸ 議決権行使書用紙の裏面左下に記載された「パスワード」をご入力ください。



❹ 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

三井住友信託銀行 証券代行 ウェブサポート専用ダイヤル  
☎0120-652-031 受付時間：午前9時～午後9時

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

当社は、取締役会の監督機能・監督体制の強化を通じて、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。なお、本定款変更の効力は、本定時株主総会の終結の時をもって生じることといたしたいと存じます。

(下線は変更部分を示します。)

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第1章 総則</p> <p>第1条～第4条<br/>(条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第5条 当社は、株主総会及び取締役会のほか、次の機関を置く。<br/>(1)取締役会<br/>(2)監査役<br/>(3)監査役会<br/>(4)会計監査人</p> <p>第2章 株式</p> <p>第6条～第11条<br/>(条文省略)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第12条～第18条<br/>(条文省略)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会<br/>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は11名以内とする。<br/>(新設)</p> | <p>第1章 総則</p> <p>第1条～第4条<br/>(現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第5条 当社は、株主総会及び取締役会のほか、次の機関を置く。<br/>(1)取締役会<br/>(2)監査等委員会<br/>(削除)<br/>(3)会計監査人</p> <p>第2章 株式</p> <p>第6条～第11条<br/>(現行どおり)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第12条～第18条<br/>(現行どおり)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会<br/>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は15名以内とする。<br/><u>2 前項に定める取締役のうち、監査等委員である取締役5名以内を置く。</u></p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取締役の選任)<br/>第20条 (新設)</p> <p>当社の取締役は、株主総会の決議において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p>2 当社の取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の任期)<br/>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうちの最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)<br/>第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> | <p>(取締役の選任)<br/>第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>2 当社の取締役は、株主総会の決議において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p>3 当社の取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の任期)<br/>第21条 取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうちの最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうちの最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)<br/>第22条 取締役会は、その決議によって<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、</u>代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、</u>取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                           | 変更案                                                                                                                                                                  |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第23条～第25条<br/>(条文省略)</p> <p>(新設)</p>                                                                                                                                        | <p>第23条～第25条<br/>(現行どおり)</p> <p>(取締役への重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第26条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> |
| <p>第26条～第27条<br/>(条文省略)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)については、株主総会の決議によって定める。</p>                                              | <p>第27条～第28条<br/>(現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)については、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> |
| <p>第29条<br/>(条文省略)</p> <p><u>第5章 監査役及び監査役会</u><br/>(監査役の定員)</p>                                                                                                                | <p>第30条<br/>(現行どおり)</p> <p>(削除)<br/>(削除)</p>                                                                                                                         |
| <p>第30条 <u>当会社の監査役は4名とする。</u></p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第31条 <u>当会社の監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2 <u>前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> | <p>(削除)</p>                                                                                                                                                          |
| <p>(監査役の任期)</p> <p>第32条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうちの最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の満了すべき時までとする。</u></p>                  | <p>(削除)</p>                                                                                                                                                          |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                     | 変更案  |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| <p>(常勤の監査役)<br/>第33条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p>                                                                                                                                                                                       | (削除) |
| <p>(監査役会の招集通知)<br/>第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができ、また監査役全員の同意があるときは、招集手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p>                                                                                                    | (削除) |
| <p>(監査役会の決議)<br/>第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>                                                                                                                                                                       | (削除) |
| <p>(監査役会の議事録)<br/>第36条 監査役会の議事録については、その経過要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p>                                                                                                                                 | (削除) |
| <p>(監査役会規程)<br/>第37条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>                                                                                                                                                                    | (削除) |
| <p>(監査役の報酬等)<br/>第38条 監査役の報酬等については、株主総会の決議によって定める。</p>                                                                                                                                                                                   | (削除) |
| <p>(監査役の責任免除)<br/>第39条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、監査役（監査役であった者を含む。）の同法第423条第1項の賠償責任を、法令の定める限度において、取締役会の決議によって免除することができる。<br/>2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</p> | (削除) |



| 現行定款                                                                                                                                                                             | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(新設)<br/>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第6章 会計監査人<br/>第40条～第41条<br/>(条文省略)</p> <p>(会計監査人の報酬)<br/>第42条<br/>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> <p>第7章 計算<br/>第43条～第46条<br/>(条文省略)</p> | <p>第5章 監査等委員会<br/>(監査等委員会)</p> <p>第31条 監査等委員会は、監査等委員をもって構成する。</p> <p>2 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対し発する。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができ、監査等委員全員の同意があるときは、招集手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> <p>3 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>4 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会規程で別に定める。</p> <p>(常勤の監査等委員)</p> <p>第32条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</p> <p>第6章 会計監査人<br/>第33条～第34条<br/>(現行どおり)</p> <p>(会計監査人の報酬)<br/>第35条<br/>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p> <p>第7章 計算<br/>第36条～第39条<br/>(現行どおり)</p> |

## 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案通り承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となり、取締役全員（5名）は定款変更の効力発生時をもって任期満了により退任となります。つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）6名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものであります。

取締役候補者は、次の通りであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                       | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 所有する<br>当社株式の数 |
|-------|------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1     | はせがわ すみよ<br>長谷川 純代<br>(1967年5月18日) | 1990年4月 株式会社セビアン入社<br>1991年12月 株式会社ソサエティオブスタイル入社<br>1993年12月 クリエイティブ事務所グラフィコ代表<br>1996年11月 有限会社スタジオグラフィコ（現 当社）設立<br>代表取締役社長<br>2002年11月 株式会社トランスフォース取締役<br>2017年12月 当社代表取締役社長CEO（現任）                                                                                                                                                                        | 390,900株       |
| 2     | はた しゅんじ<br>秦 俊二<br>(1959年3月31日)    | 1983年4月 ロッテ商事株式会社（現 株式会社ロッテ）入社<br>1989年4月 台糖ファイザー株式会社（現 ファイザー株式会社）入社<br>1995年9月 ホワイトホールジャパンコーポレーション（現 小林製菓株式会社）入社<br>1997年9月 株式会社メディカルジャパン常務取締役<br>2003年6月 日本みらい産業株式会社（現 株式会社日本みらいファーマ）代表取締役<br>2004年7月 株式会社ソーム社外取締役<br>2010年9月 株式会社トライックス代表取締役<br>2012年3月 サンファーマ株式会社代表取締役<br>2016年3月 みらいファーマ株式会社代表取締役<br>2017年7月 当社取締役営業本部長<br>2017年12月 当社取締役COO兼営業本部長（現任） | 600株           |
| 3     | みずたに なおと<br>水谷 直人<br>(1973年5月17日)  | 1997年4月 エレコム株式会社入社<br>1998年7月 有限会社スタジオグラフィコ（現 当社）入社<br>2014年7月 当社取締役販売本部長<br>2017年7月 当社取締役企画本部長<br>2019年9月 当社取締役CMO兼企画本部長（現任）                                                                                                                                                                                                                               | 600株           |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                      | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 所有する<br>当社株式の数 |
|-------|-----------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 4     | かぶと まさひこ<br>甲 正彦<br>(1957年11月8日)  | <p>1983年 1月 コンピューターサービス株式会社（現 株式会社SCSK）入社</p> <p>1990年 8月 株式会社ベルシステム24経理グループマネージャー</p> <p>1996年 8月 同社取締役経理本部長</p> <p>2007年 5月 同社取締役常務執行役員・CFO経営企画本部長</p> <p>2009年 9月 株式会社ニトリ（現 株式会社ニトリホールディングス）入社</p> <p>2012年 2月 同社執行役員経理部ゼネラルマネージャー</p> <p>2015年 5月 株式会社グラフィコ入社</p> <p>2015年 9月 当社取締役管理本部長</p> <p>2019年 9月 当社取締役CFO兼管理本部長（現任）</p>                                                                                                                                                                                                                                          | 3,000株         |
| 5     | いけだ りょうすけ<br>池田良介<br>(1968年12月5日) | <p>1992年 4月 孝岡会計事務所入所</p> <p>1995年 9月 株式会社エイブル入社</p> <p>1997年10月 株式会社ビッグエイド入社</p> <p>2000年 2月 株式会社セントメディア（現 株式会社ウィルオブ・ワーク）代表取締役</p> <p>2006年 4月 株式会社ウィルホールディングス（現 株式会社ウィルグループ）代表取締役社長</p> <p>2009年 4月 株式会社セントメディアフィールドエージェンツ（現 株式会社ウィルオブ・ファクトリー）代表取締役</p> <p>2011年 6月 同社取締役（現任）</p> <p>2011年 9月 株式会社池田企画事務所 代表取締役（現任）</p> <p>2014年 2月 WILL GROUP Asia Pacific Pte. Ltd. Director（現任）</p> <p>2016年 6月 株式会社ウィルグループ 代表取締役会長（現任）</p> <p>2016年 6月 株式会社セントメディア（現 株式会社ウィルオブ・ワーク）取締役（現任）</p> <p>2019年 8月 株式会社識学 取締役（現任）</p> <p>2020年 1月 当社取締役（現任）</p> <p>2021年 3月 株式会社揚羽 取締役（現任）</p> | —              |

| 候補者番号     | 氏名<br>(生年月日)                      | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                           | 所有する<br>当社株式の数 |
|-----------|-----------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 6<br>(新任) | えんどう さちこ<br>遠藤 幸子<br>(1965年8月10日) | 1986年4月 バンク・オブ・アメリカNT&SA (現 バンク・オブ・アメリカ・エヌ・エイ) 入社<br>1997年10月 株式会社シーエーシー入社<br>2004年2月 株式会社トランスフォース入社<br>2005年7月 株式会社スタジオグラフィコ (現 当社) 入社<br>2013年10月 当社取締役管理本部長<br>2015年7月 当社取締役管理本部副本部長<br>2016年9月 当社監査役 (現任) | 1,300株         |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。
2. 長谷川純代氏、秦俊二氏、水谷直人氏及び甲正彦氏は、すでに取締役として各担当職務において、豊富な業務経験を有しており、職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き、取締役候補者となりました。
3. 池田良介氏は社外取締役候補者であります。同氏は、長年にわたり上場会社の代表取締役を務められており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、引き続き当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、社外取締役として選任するものであります。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって1年8ヶ月となります。また、同氏には、長年にわたる十分かつ豊富な経営経験を生かしていただき、当社の経営に関して客観的かつ合理的な経営判断を果たしていただくことを期待しております。
4. 当社は、社外取締役候補者である池田良介氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏が社外取締役に選任され就任した場合は、引き続き独立役員になる予定であります。
5. 当社は、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が補填されることとなる役員等賠償責任保険契約を締結しており、本年11月に更新予定となっております。本議案でお諮りする各取締役候補者については、すでに当該保険契約の被保険者となっており、選任後も引き続き被保険者となります。
6. 当社は、池田良介氏と会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しており、同氏が社外取締役として選任され就任した場合は、当該責任限定契約を継続する予定であります。当該責任限定契約の内容の概要は以下の通りであります。
- ① 社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第1項の最低限度額を限度として、その責任を負う。
  - ② 上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

### 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものであります。

監査等委員である取締役候補者は、次の通りであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                      | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                              | 所有する<br>当社株式の数 |
|-------|-----------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1     | なかおた たかし<br>中尾田 隆<br>(1974年5月27日) | 2001年4月 有限会社奄美産業(現 奄美産業株式会社)入社<br>2010年9月 司法試験合格<br>2011年12月 弁護士登録<br>2011年12月 淵上法律事務所(現 東京桜田法律事務所)入所<br>2014年5月 当社社外監査役<br>2017年9月 当社社外監査役退任<br>2018年9月 当社社外監査役(現任)<br>2019年6月 池袋南法律事務所 弁護士(現任) | —              |
| 2     | まえかわ けんご<br>前川 研吾<br>(1981年1月15日) | 2003年10月 新日本監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)入所<br>2007年5月 公認会計士登録<br>2007年9月 税理士登録<br>2008年4月 汐留パートナーズ株式会社設立代表取締役社長(現任)<br>2012年8月 汐留パートナーズ税理士法人設立代表社員(現任)<br>2018年9月 当社社外監査役(現任)                            | 200株           |

| 候補者番号     | 氏名<br>(生年月日)                         | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                 | 所有する<br>当社株式の数 |
|-----------|--------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 3<br>(新任) | かわふち じゅんじ<br>川 渕 純 治<br>(1981年2月24日) | 2007年 9 月 有限責任監査法人トーマツ入所<br>2009年 8 月 八重洲監査法人入所<br>2014年 3 月 川渕公認会計士事務所開設 (現任)<br>2018年 1 月 税理士法人MATCHパートナーズ入所 (現任) | —              |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。
2. 中尾田隆氏、前川研吾氏及び川渕純治氏は社外取締役候補者であります。
3. 中尾田隆氏及び前川研吾氏の当社社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
4. 当社は、社外取締役候補者である中尾田隆氏及び前川研吾氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏が社外取締役に選任され就任した場合は、引き続き独立役員になる予定であります。また、川渕純治氏が社外取締役に選任され就任した場合、当社は、同氏を同取引所に対して独立役員として指定し届け出る予定であります。
5. 中尾田隆氏を監査等委員である社外取締役として職務を適切に遂行することができるかと判断した理由  
同氏は、弁護士としての専門的な知識と幅広い経験を有しており、それらを当社の監査等委員である社外取締役として、当社の監査等に反映させていただくためであります。なお、同氏は過去に社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、職務上、企業法務に精通しており、当社の監査等委員である社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。
6. 中尾田隆氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要  
同氏は、現在、当社の社外監査役であり、弁護士として法令についての豊富な経験と専門的見地により、その職務を果たしています。また、当社の事業内容に精通しており、今後も独立した立場で監査等委員である社外取締役としての役割を適切に遂行することができるものと判断しております。
7. 前川研吾氏を監査等委員である社外取締役として職務を適切に遂行することができるかと判断した理由  
同氏は、公認会計士・税理士として、会計・税務面での専門的な知見と豊富な経験を有しており、中立的及び客観的な立場から当社の経営に反映していただけるものと判断しており、また、同氏は、現在当社の社外監査役としてその職責を適切に果たしていることから、社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏は、上記理由から社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
8. 前川研吾氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要  
同氏は現在、当社の社外監査役であり、公認会計士・税理士としての豊富な経験と専門的見地により、その職務を果たしています。また、当社の事業内容に精通しており、今後も独立した立場で監査等委員である社外取締役としての役割を適切に遂行することができるものと判断しております。
9. 川渕純治氏を監査等委員である社外取締役として職務を適切に遂行することができるかと判断した理由  
同氏は、公認会計士・税理士として、会計・税務面での専門的な知見と豊富な経験を有しており、中立的及び客観的な立場から当社の経営に反映していただけるものと判断しているため、同氏は過去に当社の会社経営に関与した経験はありませんが、上記理由から社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
10. 川渕純治氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要  
同氏は、公認会計士・税理士としての豊富な経験と専門的見地により、その職務を果たしています。従って、今後は独立した立場で当社の監査等委員である社外取締役としての役割を適切に遂行することができるものと判断しております。

11. 当社は、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が補填されることとなる役員等賠償責任保険契約を締結しており、本年11月に更新予定となっております。本議案でお諮りする各取締役候補者のうち中尾田隆氏及び前川研吾氏については、すでに当該保険契約の被保険者となっており、選任後も引き続き被保険者となります。また、川淵純治氏については、選任後、被保険者となります。
12. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外監査役との間で責任限定契約を締結しております。中尾田隆氏と前川研吾氏が監査等委員である社外取締役として選任され就任した場合は、当該責任限定契約を継続する予定であります。また、川淵純治氏が選任され就任した場合は、同氏との間で同様の契約を締結する予定であります。なお、当社が、中尾田隆氏及び前川研吾氏と締結した責任限定契約、並びに、川淵純治氏と締結する予定の責任限定契約の内容の概要は以下の通りであります。
- ① 社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第1項の最低限度額を限度として、その責任を負う。
  - ② 上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

#### **第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件**

当社は、取締役の報酬等の額について、2015年10月15日開催の臨時株主総会において、年額1億5,000万円以内（ただし、使用人分給と相当額は含まない。）とご承認いただいておりますが、第1号議案「定款一部変更の件」が原案通り承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、今後の機動的な運用を可能とするため、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）の報酬額を年額2億円以内（うち社外取締役分は年額1,000万円以内）（ただし、使用人兼務取締役の使用人給与相当額は含まない。）とすること、及び各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。

当社は、監査等委員会設置会社への移行後の取締役の報酬等の額について、その職位や業績等に応じた固定報酬で構成することを基本方針といたします。本議案に係る報酬等の額は、当該方針に基づいて固定報酬を支給するものであり、相当であるものと判断しております。

現在の取締役は5名（うち社外取締役1名）ですが、第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が原案どおり承認された場合、取締役の員数は6名（うち社外取締役1名）となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

#### **第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件**

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬の額を、年額3,000万円以内とすること、及び各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。

本議案に係る報酬等の額は、監査等委員である取締役の職責に照らして相当であると判断しております。

第1号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員である取締役の員数は3名となります。

本議案の内容は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

以上



(添付書類)

# 事業報告

(2020年7月1日から  
2021年6月30日まで)

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告書

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的大流行の影響による経済活動の停滞からは一部で持ち直しの動きが見られていましたが、感染再拡大の影響により三度目の緊急事態宣言が発令されるなど、依然として先行きは不透明な状態が続いております。

当社が属する健康食品、化粧品、日用雑貨及び医薬品業界におきましては、業態間の競争環境が激化しており、業界再編の動きや人手不足による物流コスト上昇を解消するための生産性向上への取り組み、デジタル化進展への対応など業界を取り巻く環境は大きく変化しております。また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響につきましては、訪日外国人によるインバウンド需要の消失、外出自粛やテレワーク拡大などによる化粧品、健康食品需要が減少する一方、巣ごもり需要や衛生意識の高まりによる、日用品、衛生関連商品の需要が好調に推移しました。

このような状況の下、当社は「モノ創りで、笑顔を繋ぐ。」を経営ビジョンとして、変容する働き方やライフスタイルの中で頑張る方々を応援し、笑顔で幸せな生活を楽しんでいただくための商品を創出するメーカーとして、常にお客様の立場に立って、興味・共感を得られる実感値の高いモノ創りに挑戦し続けてまいります。また、コロナ禍における新しい生活様式に関連した消費行動の変容、デジタル化の加速などめまぐるしく変化する事業環境に柔軟・迅速に対応し、強みである企画力、プロモーション力を活かし、多様化する消費者ニーズを捉えた高付加価値で競争力の高い商品の開発に取り組んでおります。

ESGやSDGsへの取り組みも重視しており、途上国の産業基盤の確立に資する化粧品の企画・販売を行うフィール・ピースプロジェクト、詰め替え用商品の投入やパッケージ仕様変更による廃棄プラスチックの削減、返品等の廃棄対象商品を単純焼却ゼロ・埋め立て処分ゼロでリサイクルを行うゼロエミッション達成に向けた取り組みなどを推進しております。また、フェムテック（女性の健康課題をテクノロジーで解決する商品やサービス）分野で、Varinos株式会社と製品の共同開発契約を締結し、妊娠が成功しやすい子宮内環境づくりを目的とする製品化の研究開発を開始するなど、事業を通じて社会課題の解決に貢献し、会社

の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に努めてまいります。

当事業年度の販売面におきましては、販売先との緊密な連携関係のもと、一層の取り組み強化や流通チャンネル戦略により営業効率を上げ、さらなる生産性向上の実現と強固な収益基盤の構築に努めました。また、販売戦略に基づいた販促施策、SNSやWEB、テレビ等でのプロモーションを中心とした宣伝・PR活動の積極展開による認知率向上への取り組みを行いました。新型コロナウイルス感染症拡大の影響で長期化する外出自粛等でビューティケアでは苦戦を強いられましたが、ハウスホールドの「オキシクリーン」が引き続きコロナ禍での需要増と新商品投入効果により業績を牽引し、ヘルスケアは通年でインバウンド需要減少の影響を受けましたが「なかったコトに！」の新商品・リニューアル品投入により売上高は前期を上回る結果となりました。

利益面では下期に行った新商品・リニューアル品投入に伴う旧商品の在庫評価減及び返品増加の影響で売上原価率が前期比で一時的に0.8ポイント上昇しましたが、計画の範囲内で推移しました。入出荷量の増加及び需要増に備えて輸入品の在庫確保を行った影響により物流費は前期比28.0%増となりましたが、効率的な事業運営により人件費・販売費の上昇を抑えて、販売費及び一般管理費は前期比12.1%増に抑制することができました。

また、当社では、新型コロナウイルス感染症への対応として、感染拡大防止や従業員及び関係者の皆様の安全確保を最優先に事業活動への影響も最小限に抑えるため、在宅勤務や時差出勤の実施、デジタルツールの活用、検温やアルコール消毒、マスク着用の徹底、デスクパーティションの設置などの必要な対策を徹底しております。在宅勤務をはじめとした柔軟な働き方の導入は、今後も環境変化に対応するために継続し、働きやすい労働環境の整備を図るとともに、労働時間の適正化や生産性向上のための取り組みを積極的に推進しております。

以上の結果、当事業年度の売上高は4,096,628千円（前年同期比17.1%増）、営業利益は317,524千円（前年同期比35.2%増）、経常利益は274,575千円（前年同期比23.6%増）、当期純利益は182,625千円（前年同期比22.8%増）となりました。

当社は健康食品、化粧品、日用雑貨、医薬品の企画及び販売を主たる事業とする単一セグメントであるため、セグメント情報に代えて商品カテゴリー毎の取り組み状況について記載しております。カテゴリーは、健康食品を中心とする「ヘルスケア」、化粧品を中心とする「ビューティケア」、日用雑貨の「ハウスホールド」、医療用医薬品と一般用医薬品の「医薬品」、「その他」で構成されております。

|         | 2020年6月期  |         | 2021年6月期  |         | 前年同期比    |         |
|---------|-----------|---------|-----------|---------|----------|---------|
|         | 金額 (千円)   | 構成比 (%) | 金額 (千円)   | 構成比 (%) | 金額 (千円)  | 増減率 (%) |
| ヘルスケア   | 550,511   | 15.7    | 559,114   | 13.6    | 8,603    | 1.6     |
| ビューティケア | 687,108   | 19.6    | 516,199   | 12.6    | △170,909 | △24.9   |
| ハウスホールド | 2,055,811 | 58.8    | 2,837,313 | 69.3    | 781,502  | 38.0    |
| 医薬品     | 150,329   | 4.3     | 125,458   | 3.1     | △24,871  | △16.5   |
| その他     | 55,508    | 1.6     | 58,541    | 1.4     | 3,032    | 5.5     |
| 合計      | 3,499,270 | 100.0   | 4,096,628 | 100.0   | 597,357  | 17.1    |

#### (ヘルスケア)

ヘルスケアに区分される商品におきましては、「なかったコトに！」で新商品・リニューアル商品の投入に合わせて、タレントをイメージキャラクターに起用したプロモーション活動や得意先との連携による売り場展開の強化を行い、商品取り扱い店舗が拡大しました。特に新商品の機能性表示食品は、市場の潮流を捉えた商品としてユーザーを獲得できており、主要商品としての成長が期待できるものと考えております。「満腹30倍」はインバウンド需要減少の影響を受けましたが、海外販売においては、台湾専用商品を開発し、販売は順調に推移しております。その結果、ヘルスケア商品の売上高は、559,114千円（前年同期比1.6%増）となりました。

#### (ビューティケア)

ビューティケアに区分される商品におきましては、主力ブランド「フットメジ」でリニューアル商品を投入、得意先との連携による売り場展開の強化により商品取り扱い店舗が拡大し、販売は堅調に推移しました。一方で新型コロナウイルス感染症拡大に伴う外出機会の減少を背景にフットケア商品、UVケア商品の需要減少や中国における売上縮小などで全体としては低調な動きとなりました。また、2020年9月よりフィール・ピースプロジェクトの商品としてスキンケアブランド「エナシャス」の販売をオンラインストアで開始しております。その結果、ビューティケア商品の売上高は、516,199千円（前年同期比24.9%減）となりました。

(ハウスホールド)

ハウスホールドに区分される商品におきましては、コロナ禍における日用品や衛生用品の巣ごもり需要を受けて酸素系漂白剤「オキシクリーン」が業績を牽引しました。店頭プロモーションの積極展開やタレントをイメージキャラクターとして起用したテレビCMなどによりブランドの認知度向上や販売拡大への取り組みを実施しました。国際情勢の影響を受けて、一部の輸入品で供給が不安定となり、販売の機会損失が発生しましたが、ブランド全体としては好調に推移しており、ハウスホールド商品の売上高は2,837,313千円（前年同期比38.0%増）となりました。

(医薬品)

医薬品に区分される商品におきましては、新型コロナウイルス感染症による除菌関連商品の特需は落ち着きを見せておりますが、予防意識の高まりから「ビタミンC2000」シリーズは需要が増加しており、ドラッグストアのプライベートブランド商品として約3,000店に導入されるなど売上は堅調に推移しました。一方で、一部商品のリニューアル等に伴う返品もあり、医薬品の売上高は125,458千円（前年同期比16.5%減）となりました。

(その他)

その他売上につきましては、主として植物石鹼等のプライベートブランド商品が堅調に推移し、売上高は58,541千円（前年同期比5.5%増）となりました。

## (2) 設備投資の状況

当事業年度において実施いたしました設備投資等の総額は、9,350千円であります。その主なものは、本社サーバー及びコンピュータ機器等購入費用8,006千円であります。

なお、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

## (3) 資金調達の状況

2020年9月24日をもって東京証券取引所ジャスダック市場に上場し、公募増資およびオーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資等により、総額455,176千円の資金調達を行いました。

## (4) 対処すべき課題

今後のわが国の経済の見通しにつきましては、米中をはじめとする通商問題の動向や近隣諸国の地政学リスクの高まり、新型コロナウイルス感染症の拡大による経済や市場への影響など引き続き先行きが不透明な状況となっております。

当社が属する健康食品、化粧品、日用雑貨及び医薬品業界におきましては、少子高齢化やセルフメディケーションの進展に伴い、中高年齢層を中心に健康への関心が高まりを見せるなか、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、幅広い年代で健康維持・増進や衛生への意識は更に高まりを見せております。また、在宅勤務の広がりによる生活行動の変化、女性の社会進出や働き方、ライフスタイル、消費者の購買行動が大きく変わり市場構造の変化が進む中で、多種多様な業界の企業が参入しております。一方で、新型コロナウイルス感染症の影響拡大によるインバウンド需要の大幅減少、外出自粛等により、化粧品や健康食品需要の減少は長期化するものと想定しており、厳しい経営環境が続いております。

このような状況下において、今後も高品質・高付加価値な商品を継続的に開発し、市場へ投入できる体制を整え、より一層の業容拡大を推進していくためには、様々な課題に対処していくことが必要であり、以下の項目を今後の事業展開における優先的に対処すべき課題として認識しております。

### ① 収益基盤の維持・向上

当社は経営ビジョンである「モノ創りで、笑顔を繋ぐ。」という想いのもと、「本当に求められている商品」とは何かを、常に消費者の立場で考え、独自性のある商品力で高付加価値、そして人々を楽しく幸せにできる商品づくりに取り組んでおり、企画製造販売のファブ

レスメーカーとしてアイデアや企画力を武器に収益基盤を構築してまいりました。

当事業年度においてもハウスホールド（日用雑貨）カテゴリで好調の「オキシクリーン」、ヘルスケアカテゴリの「なかったコトに！」を中心とした重点ブランドの強化と高付加価値商品の開発に注力いたしました。ブランド認知拡大やリピーターの増加に加え、ドラッグストアやホームセンターだけでなくスーパーマーケット、GMSへの導入店舗拡大により好調に推移しております。販売面においても積極的な店頭販売活動を展開し、店頭での販売促進、SNS・広告などを活用した販促活動を強化し、ブランド認知率向上を図るとともに、既存取引先との関係強化に注力してまいりました。

このような環境のなかで、中長期かつ持続的な成長を実現するためには、収益基盤の維持と向上が重要な課題であると認識しております。

既存事業においては、引き続き取引先との連携をより強化することで、事業の活性化と収益獲得機会の確実な取り込みを行います。また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響下での日用品需要の高まりで販売が好調に推移している「オキシクリーン」では米国Church & Dwight Co., Inc.と日本用のオリジナル新商品の開発を進めており、日本での販売活動における中長期的な関係強化を図っております。一方、新型コロナウイルス感染症拡大による影響を受けているヘルスケアやビューティケアのカテゴリにおいても「なかったコトに！」では、機能性表示食品での新商品開発を行い、「フットメジ」では、話題性の獲得が期待できる企画新商品の開発を行っております。医薬品カテゴリにおいても新ブランドの立ち上げを行います。さらに、SNSやWEB、テレビ等の広域プロモーションを中心とした宣伝・PR活動の積極的な展開による認知率向上への取り組みや、更なる品質向上・安全性確保のための品質管理体制の強化を進めてまいります。

また、昨今社会問題にもなっており、将来的な市場拡大が期待される、フェムテック、フェムケアカテゴリでの新商品上市へ向けて、研究開発に取り組んでいきます。さらに、日本市場という枠組みだけではなく、アジア圏を中心とした市場での展開を見据えた商品企画開発や販売チャネルの拡大へ取り組んでまいります。アジア圏においては一定の実績を上げておりますが、一方で、事業活動を行う国や近隣諸国の法的規制の動向、国内外の経済情勢や政策など外部環境の変化によって売上に大きな影響を受ける傾向があります。今後の事業領域拡大を担う海外事業においては、現地代理店との連携強化や国・地域毎の顧客層等を明確にしたうえで、経済状況や今後の成長性、消費者ニーズを的確に把握しながら、増大する収益機会を確実に取り込み、引き続き市場開拓活動に取り組んでまいります。

## ② 商品の開発について

当社の事業を取り巻く市場環境や消費者、競合他社の状況は常に変化を続けており、市場予測には不確定要素が増えてきているため、より競争力の高い新商品の企画・開発が重要な課題であると考えております。「なかったコトに!」を中心としたヘルスケアカテゴリーでは、前期に投入した機能性表示食品に続く新商品の企画開発を進めており、機能性表示食品での競争力の高い商品を投入するとともに、時代の変化による需要獲得に対応できる商品企画開発も進めてまいります。医薬品カテゴリーにおいては、医療用医薬品の供給安定と一般用医薬品の新商品企画開発を進めており、当カテゴリーも手堅い事業の柱になるよう商品ラインナップの拡充に取り組み、継続的成長を可能とするポートフォリオを構築してまいります。また、災害時や疫病流行時にも社会に貢献出来る商品の供給も強化していきたいと考えております。

## ③ 有能な人材の獲得、育成

当社の継続的な発展及び経営基盤の安定をはかるためには、より柔軟な働き方の導入と有能な人材の獲得、育成を行っていくことが重要であると考えております。人材の獲得につきましては、今までは即戦力を有する中途採用に重点を置いてきましたが、今後は、継続的成長に備え、若手有望社員の獲得にも注力してまいります。また、人材の育成につきましても、社内教育制度の充実に加えて、外部教育研修の活用も積極的に取り組み、既存及び新入社員の教育にも注力してまいります。

## ④ 内部管理体制の強化について

健全な会社運営においては、内部管理体制の強化が必須であると認識しております。当社は、管理体制を強化するため担当部門人員の整備やコンプライアンス遵守のためのチェックフローを確立し、内部監査担当者によるモニタリングを定期的を実施し、監査役や会計監査人と連携をはかることで、適切に運用しております。今後も、更なる経営の安定性や健全性を目標に内部管理体制の強化に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

## (5) 財産及び損益の状況の推移

| 区 分            | 第22期<br>2018年6月期 | 第23期<br>2019年6月期 | 第24期<br>2020年6月期 | 第25期<br>(当事業年度)<br>2021年6月期 |
|----------------|------------------|------------------|------------------|-----------------------------|
| 売上高 (千円)       | 2,807,162        | 3,377,742        | 3,499,270        | 4,096,628                   |
| 経常利益 (千円)      | 150,757          | 205,750          | 222,061          | 274,575                     |
| 当期純利益 (千円)     | 23,086           | 144,168          | 148,723          | 182,625                     |
| 総資産 (千円)       | 1,552,099        | 1,581,644        | 1,681,886        | 2,321,570                   |
| 純資産 (千円)       | 997,079          | 1,141,248        | 1,289,971        | 1,934,421                   |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 28.86            | 180.21           | 185.90           | 204.74                      |

(注) 過年度の決算を訂正したため、第22期の「財産及び損益の状況」については、訂正後の数値を記載しております。

## (6) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

## (7) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

## (8) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

## (9) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

## (10) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

## (11) 主要な事業内容 (2021年6月30日現在)

健康食品、化粧品、日用雑貨、医薬品の企画及び販売を行っております。



**(12) 主要な営業所 (2021年6月30日現在)**

本 社 : 東京都品川区  
銀座オフィス : 東京都中央区  
大阪オフィス : 大阪府大阪市中央区

**(13) 従業員の状況 (2021年6月30日現在)**

| 従 業 員 数 | 前期末比増減 |
|---------|--------|
| 54 名    | 3 名増   |

**(14) 主要な借入先 (2021年6月30日現在)**

該当事項はありません。

**(15) その他会社の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項（2021年6月30日現在）

- (1) 発行可能株式総数 3,200,000株  
 (2) 発行済株式の総数 925,100株（うち自己株式数43株）  
 (3) 株主数 1,325名  
 (4) 大株主

| 株主名                                                            | 持株数       | 持株比率    |
|----------------------------------------------------------------|-----------|---------|
| 長谷川純代                                                          | 390,900 株 | 42.25 % |
| 嶋津貴和                                                           | 180,000 株 | 19.45 % |
| 株式会社 SBI証券                                                     | 19,100 株  | 2.06 %  |
| 村松太郎                                                           | 10,000 株  | 1.08 %  |
| 小田昌平                                                           | 10,000 株  | 1.08 %  |
| 田村昌臣                                                           | 6,000 株   | 0.64 %  |
| 丸山研一                                                           | 5,800 株   | 0.62 %  |
| 高柳薫                                                            | 5,700 株   | 0.61 %  |
| 楽天証券株式会社                                                       | 5,600 株   | 0.60 %  |
| バンク オブ ニューヨーク ジーシーエム クライアント アカウント ジェイピーアールデイ アイ エスジー エフイーーエイシー | 5,600 株   | 0.60 %  |

(注) 持株比率は自己株式（43株）を控除して計算しております。

### (5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の氏名等（2021年6月30日現在）

| 会社における地位   | 氏名      | 担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                        |
|------------|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長CEO | 長谷川 純 代 |                                                                                                                                                                     |
| 取締役COO     | 秦 俊 二   | 営業本部長                                                                                                                                                               |
| 取締役CMO     | 水 谷 直 人 | 企画本部長                                                                                                                                                               |
| 取締役CFO     | 甲 正 彦   | 管理本部長                                                                                                                                                               |
| 取締役        | 池 田 良 介 | 株式会社ウィルグループ 代表取締役会長<br>WILL GROUP Asia Pacific Pte. Ltd. Director<br>株式会社ウィルオブ・ワーク 取締役<br>株式会社池田企画事務所 代表取締役<br>株式会社ウィルオブ・ファクトリー 取締役<br>株式会社識学 社外取締役<br>株式会社揚羽 社外取締役 |
| 常勤監査役      | 遠 藤 幸 子 |                                                                                                                                                                     |
| 監査役        | 前 川 研 吾 | 汐留パートナーズ株式会社 代表取締役社長<br>汐留パートナーズ税理士法人 代表社員                                                                                                                          |
| 監査役        | 中 尾 田 隆 | 池袋南法律事務所 弁護士                                                                                                                                                        |

- (注) 1. 取締役池田良介氏は、社外取締役であります。  
 2. 監査役前川研吾及び監査役中尾田隆は社外監査役であります。  
 3. 当社は、取締役池田良介氏、監査役前川研吾氏及び中尾田隆氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。  
 4. 監査役前川研吾氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
 5. 監査役中尾田隆氏は、弁護士として企業法務及びコンプライアンスに関する相当程度の知見を有するものであります。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査役として適切な人材の登用を可能にするとともに、社外取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第427条第1項並びに定款第29条第2項及び第39条第2項に基づき、社外取締役及び監査役との間で、当社への損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が行った行為に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る法律上の損害賠償金及び争訟費用等を補填することとしております。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社の取締役、監査役及び管理職従業員であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。ただし、被保険者が違法に利益または便宜を得たこと、犯罪行為、不正行為、詐欺行為または法令、規則等に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害賠償は上記保険契約によっても填補されません。

## (4) 取締役及び監査役の報酬等の総額

当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

### ① 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の報酬等の額は2015年10月15日開催の臨時株主総会において年額1億5,000万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。監査役の報酬等の額は2014年9月30日開催の定時株主総会において、年額3,000万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名、監査役の員数は3名（うち、社外監査役は2名）です。

当事業年度においては、2020年9月29日開催の取締役会にて代表取締役社長CEO長谷川純代に取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任する旨の決議をしております。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額であり、この権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。

## ② 取締役および監査役の報酬等の総額等

| 役員区分             | 報酬等の総額<br>(千円)    | 報酬等の種類別の総額 (千円)   |         |        | 対象となる<br>役員の員数<br>(人) |
|------------------|-------------------|-------------------|---------|--------|-----------------------|
|                  |                   | 基本報酬              | 業績連動報酬等 | 非金銭報酬等 |                       |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 37,512<br>(1,200) | 37,512<br>(1,200) | —       | —      | 5<br>(1)              |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 10,680<br>(3,000) | 10,680<br>(3,000) | —       | —      | 3<br>(2)              |
| 合計<br>(うち社外役員)   | 48,192<br>(4,200) | 48,192<br>(4,200) | —       | —      | 8<br>(3)              |

(注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 当事業年度末日時点の取締役は5名（うち社外取締役は1名）、監査役は3名（うち社外監査役は2名）であります。

## (5) 社外役員に関する事項

## ① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

社外取締役池田良介氏は、株式会社ウィルグループの代表取締役会長、WILL GROUP Asia Pacific Pte. Ltd.の Director、株式会社ウィルオブ・ワークの取締役、株式会社池田企画事務所の代表取締役、株式会社ウィルオブ・ファクトリーの取締役及び株式会社識学の社外取締役、株式会社揚羽の社外取締役を兼務しておりますが、当社と兼職先との間に取引関係はありません。

社外監査役前川研吾氏は、汐留パートナーズ株式会社の代表取締役社長、汐留パートナーズ税理士法人の代表社員を兼務しておりますが、当社と兼職先との間に取引関係はありません。

社外監査役中尾田隆氏は、池袋南法律事務所の弁護士であります。当社と兼職先との間に取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

| 氏名    | 地位    | 主な活動状況                                                                                |
|-------|-------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 池田良介  | 社外取締役 | 当事業年度に開催された取締役会15回すべてに出席し、長年にわたり上場企業の代表取締役を務め、経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、適宜適切な発言を行っております。 |
| 前川研吾  | 社外監査役 | 当事業年度に開催された取締役会15回及び監査役会13回すべてに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から、適宜適切な発言を行っております。                |
| 中尾田 隆 | 社外監査役 | 当事業年度に開催された取締役会15回及び監査役会13回すべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、適宜適切な発言を行っております。                  |

③ 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

| 氏名   | 期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                                                                                                   |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 池田良介 | 長年にわたり上場企業の代表取締役を務め、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の経営に対する助言や業務執行に対する適切な監督を行っていただくことを期待し、社外取締役に選任しております。<br>取締役会においては、これらの経験を活かし、主にリスク管理等に関する意見等を述べるとともに、決議事項全般についての助言・提言を行うほか、月次報告事項に関する質問や意見を適宜行っております。 |

## 4. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等および監査役会が同意した理由  
28,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査結果の内容、会計監査の職務状況及び報酬見積りの算定根拠について、その適切性・妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、EY新日本有限責任監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、新規上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項に定める事由に該当すると判断した場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を目的とする議案を監査役会が定め、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

- 
- (注) 1. 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 売上高等の記載金額には、消費税等は含まれておりません。

# 貸借対照表

(2021年6月30日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額              | 科 目             | 金 額              |
|-----------------|------------------|-----------------|------------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                  | <b>(負債の部)</b>   |                  |
| <b>流動資産</b>     | <b>2,194,910</b> | <b>流動負債</b>     | <b>382,064</b>   |
| 現金及び預金          | 671,641          | 買掛金             | 90,556           |
| 受取手形            | 11,316           | 未払金             | 157,472          |
| 電子記録債権          | 93,293           | 未払法人税等          | 82,686           |
| 売掛金             | 358,817          | 預り金             | 6,843            |
| 商品及び製品          | 818,176          | 返品調整引当金         | 44,334           |
| 原材料及び貯蔵品        | 174,784          | その他             | 172              |
| 前渡金             | 9,583            | <b>固定負債</b>     | <b>5,084</b>     |
| 前払費用            | 49,589           | 資産除去債務          | 5,084            |
| その他             | 8,576            |                 |                  |
| 貸倒引当金           | △869             | <b>負債合計</b>     | <b>387,149</b>   |
| <b>固定資産</b>     | <b>126,660</b>   | <b>(純資産の部)</b>  |                  |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>15,997</b>    | <b>株主資本</b>     | <b>1,934,421</b> |
| 建物              | 25,364           | 資本金             | 241,026          |
| 減価償却累計額         | △16,852          | 資本剰余金           | 231,026          |
| 工具、器具及び備品       | 27,050           | 資本準備金           | 231,026          |
| 減価償却累計額         | △19,565          | <b>利益剰余金</b>    | <b>1,462,597</b> |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>15,266</b>    | その他利益剰余金        | 1,462,597        |
| ソフトウェア          | 15,266           | 繰越利益剰余金         | 1,462,597        |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>95,397</b>    | <b>自己株式</b>     | <b>△229</b>      |
| 繰延税金資産          | 62,218           |                 |                  |
| その他             | 33,178           | <b>純資産合計</b>    | <b>1,934,421</b> |
| <b>資産合計</b>     | <b>2,321,570</b> | <b>負債・純資産合計</b> | <b>2,321,570</b> |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。



# 損益計算書

(2020年7月1日から  
2021年6月30日まで)

(単位：千円)

| 科 目                   | 金 額    |           |
|-----------------------|--------|-----------|
| 売 上 高                 |        | 4,096,628 |
| 売 上 原 価               |        | 2,090,387 |
| 売 上 総 利 益             |        | 2,006,241 |
| 返品調整引当金戻入額            |        | 35,244    |
| 返品調整引当金繰入額            |        | 44,334    |
| 差 引 売 上 総 利 益         |        | 1,997,151 |
| 販売費及び一般管理費            |        | 1,679,627 |
| 営 業 利 益               |        | 317,524   |
| 営 業 外 収 益             |        |           |
| 受 取 利 息               | 6      |           |
| 為 替 差 益               | 5,370  |           |
| 受 取 和 解 金             | 1,044  |           |
| そ の 他                 | 2,415  | 8,837     |
| 営 業 外 費 用             |        |           |
| 売 上 割 引               | 28,948 |           |
| 固 定 資 産 除 却 損         | 721    |           |
| 株 式 交 付 費             | 6,875  |           |
| 上 場 関 連 費 用           | 13,422 |           |
| そ の 他                 | 1,817  | 51,786    |
| 経 常 利 益               |        | 274,575   |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       |        | 274,575   |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 98,418 |           |
| 法 人 税 等 調 整 額         | △6,468 | 91,949    |
| 当 期 純 利 益             |        | 182,625   |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告書

## 会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

2021年8月24日

株式会社グラフィコ  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 石井 誠 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 新井 慎吾 ㊞  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社グラフィコの2020年7月1日から2021年6月30日までの第25期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年7月1日から2021年6月30日までの第25期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当者その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年8月25日

株式会社グラフィコ 監査役会

|       |         |
|-------|---------|
| 常勤監査役 | 遠藤 幸子 ㊟ |
| 社外監査役 | 前川 研吾 ㊟ |
| 社外監査役 | 中尾田 隆 ㊟ |

以 上



〈メ モ 欄〉

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

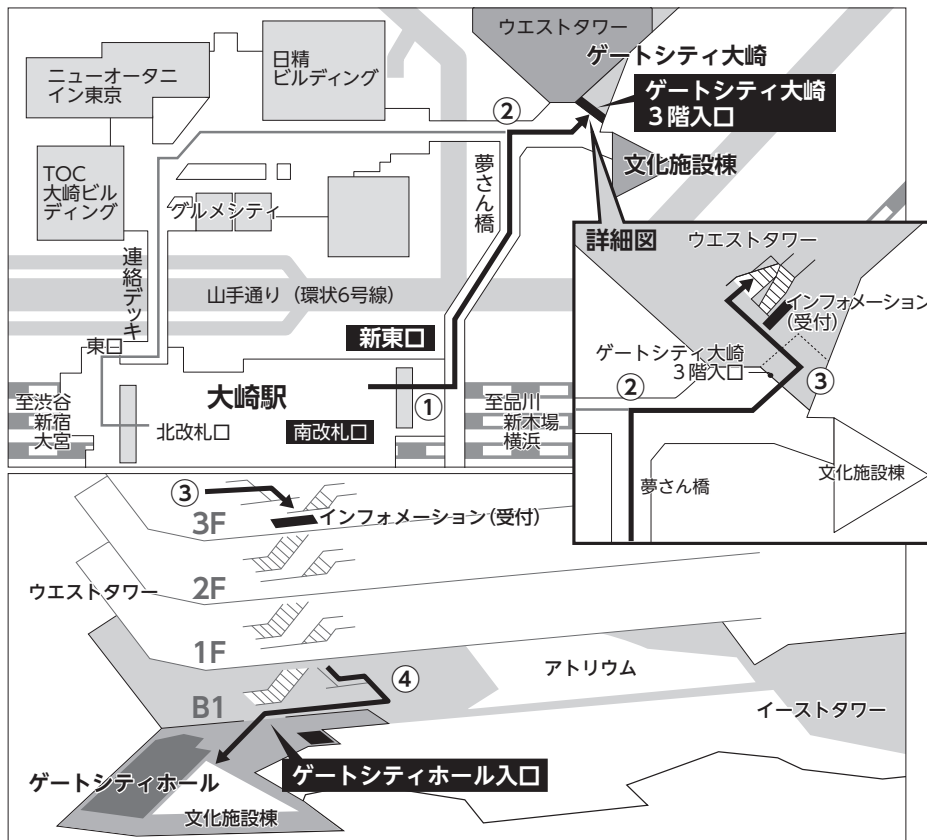
---

---

---

# 株主総会会場ご案内図

会場：東京都品川区大崎一丁目11番1号  
 ゲートシティ大崎 文化施設棟 地下1階 ゲートシティホール



交通：JR山手線、埼京線、湘南新宿ライン、東京臨海高速鉄道りんかい線  
 [大崎駅] 下車、新東口(南改札口)より徒歩2分

ゲートシティホールへは、  
 右記①～④の手順で  
 お進みください。

- ① 大崎駅南改札口を出て左手、夢さん橋方面へお進みください。
- ② 夢さん橋を渡りきり右手のビル(ゲートシティ大崎)入口よりお入りください。※3階となります。
- ③ 入って左手正面のインフォメーション(受付)裏エスカレーターで地下1階までお降りください。
- ④ 地下1階で降りて右手後方へお進みいただくとゲートシティホール入口となります。

UD  
 FONT

VEGETABLE  
 OIL INK

見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。  
 地球環境に配慮した植物油インキを使用しています。